

松山市職員措置請求書

松山市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

松山市長はレグ最終処分場に関して、刑法第 246 条詐欺罪に該当する行為をしており、犯罪行為を含む違法な公金の支出である。

違法な関連支出全てを松山市長個人が負担すべきであると考えられるから、少なくとも地質解析の費用 3,000 万円、調査費 10,239,000 円、地質解析費用 39,136,000 円、専門家派遣費用 10,185,000 円、代執行費用 9,461,828 円の合計額 99,021,828 円は松山市長に請求すべきである。

ただし、今後増えるであろう、違法な支出も松山市長が負担すべきである。

詳細は告発状の写しを添付する。

2 請求者

省略

上記地方自治法第 242 条第 1 項の規定の抛り別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 27 年 5 月 14 日

松山市監査委員 殿